

令和4年度 糸島市商工会プレミアム付【紙商品券】事業加盟店舗募集要領

1 発行の目的

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援するため、地域内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

2 商品券について

- (1) 名称 糸島市商工会プレミアム付商品券(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 糸島市商工会
- (3) 発行額 7億2,000万円(プレミアム分1億2,000万円含む)
- (4) 発行部数 6万冊
- (5) 販売価格 1冊10,000円(1,000円券×12枚=12,000円分)
※プレミアム分は20%(1冊2,000円分)
※全加盟店舗共通券*1(5枚)、中小加盟店舗専用券*2(7枚)のセットで販売
(中小加盟店舗専用券は売り場等の面積*3が500㎡以下の店舗でのみ使用できます。)
- (6) 購入限度冊数 1人当たり最大10冊まで
- (7) 購入期間 令和4年7月1日から令和4年7月18日まで
※5月1日より購入予約の受付を開始
※発行部数を超える予約があった場合には、抽選にて購入者を決定
※7月15日以降は糸島市商工会のみで購入可能
※5月31日までの申込が発行額に達しなかった場合のみ、2次募集を行う。その際、居住の制限は設けない。
※7月18日までのキャンセル分及び未販売分がある場合は、7月19日より先着順に販売を行う。
- (8) 使用期間 購入の日から令和4年12月31日まで
- (9) 販売対象者 **糸島市内に住所を有する者(2次募集から居住制限なし)**
商品券購入時に本人確認できる公的身分証明書類(現住の居所が分かる書類)を提示できる方
- (10) 販売場所 糸島市商工会他

*1 全加盟店舗共通券・・・大型加盟店舗、中小規模加盟店舗両方で使用できる商品券

*2 中小加盟店舗専用券・・・**中小規模加盟店舗のみ**で使用できる商品券

*3 売り場等の面積・・・小売店舗の用に供する床面積。休憩室、便所、事務室等は除く

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- (2) 商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入

- (3) たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入及び事業用資産のリフォーム
- (5) 国や地方自治体への支払い
- (6) 債務の支払い（電気、ガス、水道料金、振込手数料等）
- (7) 土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2条に規定する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買
- (12) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品含む）

4 加盟店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、糸島市内の店舗、事務所等に限り加盟店舗として登録できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「3 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 加盟店舗の責務等

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市商工会まで報告してください。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 加盟店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 受け取った商品券は他店で使用せず、必ず換金してください。

- (7) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店舗の責任とします。
- (8) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。
- (9) 国が示す業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参考に新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを実施してください。
- (10) 未使用の商品券を換金しないでください。

6 加盟店舗登録手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送または直接持参してください。4月下旬からは糸島市商工会ホームページ上でも登録できます。 ※登録手数料は不要

(2) 申請書の提出先

糸島市商工会 福岡県糸島市前原北1丁目1-1 FAX：092-322-1113

(3) 申請期間

受付期間：令和4年4月12日から令和4年5月31日まで

その後も随時申請を受付けますが、商品券販売時に配布する加盟店舗一覧表への掲載はできません。

(4) 申請後の審査

申請をされた事業者は、糸島市商工会の審査を経て、加盟店舗として登録します。審査結果については、後日郵送で通知します。

(5) その他

- ① 糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等については、個別のテナントごとに申請してください。
- ③ 配布物として、ポスター・のぼり、使用済商品券の換金請求書等を郵送します。

7 換金について

(1) 換金方法

加盟店舗が振込を希望する口座の通帳の写し（初回のみ。但し、令和3年度のプレミアム付商品券事業で換金実績があり、口座を変更しない場合は添付不要）、使用済商品券、換金請求書を糸島市商工会へ直接持参してください。

持参が難しい場合は、個別にご相談ください。

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済商品券（裏面に加盟店舗名又は登録番号を記入）※ゴム印可
 - ②換金請求書
 - ③通帳の写し（初回換金時のみ）※表紙及び見開き1ページ目
- ※換金手数料及び振込手数料は不要

(3) 換金期間 令和4年7月5日～令和5年1月16日 平日10:00～16:00
※土・日・祝日・お盆休み(令和4年8月15日)・年末年始(令和4年12月29日
から令和5年1月3日まで)を除く。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 入金までの日数

下表の換金申請を受けつけた期間から、概ね5営業日後に、指定された口座に糸島市商工会から振り込みます。下表のとおり予定していますが、換金が集中した場合などは精算が1サイクル遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

受付期間	振込予定日
7月 5日(火)～ 7月15日(金)	7月25日(月)
7月19日(火)～ 7月29日(金)	8月 5日(金)
8月 1日(月)～ 8月12日(金)	8月22日(月)
8月16日(火)～ 8月31日(水)	9月 7日(水)
9月 1日(木)～ 9月15日(木)	9月26日(月)
9月16日(金)～ 9月30日(金)	10月 7日(金)
10月 3日(月)～10月14日(金)	10月21日(金)
10月17日(月)～10月31日(月)	11月 8日(火)
11月 1日(火)～11月15日(火)	11月22日(火)
11月16日(水)～11月30日(水)	12月 7日(水)
12月 1日(木)～12月15日(木)	12月22日(木)
12月16日(金)～12月28日(水)	1月11日(水)
1月 4日(水)～ 1月16日(月)	1月23日(月)

8 加盟店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 その他留意事項

- (1) 「募集要領」に記載されていない事項は、糸島市商工会へお問い合わせください。
- (2) 加盟店舗情報(店舗名称、電話番号、業種等)は、5月1日以降随時糸島市商工会ホームページに掲載します。また、5月31日までに登録した店舗は、商品券販売時に配布する登録店舗一覧表に掲載します。6月1日以降に登録した店舗は、糸島市商工会のホームページに掲載する登録店舗一覧表への追加記載のみとなります。

<申込先及び問い合わせ先>

糸島市商工会 電話 092-322-3535